

Title	有栖川宮
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.4 (1923. 11) ,p.69(533)- 87(551)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19231100-0069">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19231100-0069</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 有栖川宮

明治大正の昭代に於ける竹の園生の御繁榮は前古に比無く、彌々繁りて宮の數も十有數となつた。

然し回顧して其れを明治維新前に較ぶれば、雲泥月釐の差ありと申しても過言で無からう。即ち當時に於ける宮を數ふれば、「四親王家」と稱せられて、有栖川、伏見、桂、閑院の四宮のみであつたのである。これとても新井白石君の皇胤の絶えむ事を慨きて、皇子の親王家創立を建議し、將軍家宣も亦是を嘉納し、時の中御門院天皇に奏請して、皇弟秀宮ヒコに寶永七年新規に一家御取立の事を仰せ出され次いで享保三年に閑院宮の稱號を賜はる迄は三親王家のみであつたのである。然らばこの四親王家以外の親王即ち皇儲にあらざる皇子（御直宮）並に世嗣にあらざる親王家の王子とは如何であつたかと云へば、其の皇子王子に「姓」を賜はりて人臣に下せらるゝか、又公家を繼がるゝか、或は又釋門に入らせらるゝかの三の一に歸するのである。

次に少しく餘談に亘るが、右申した釋門に入らるゝ親王に付いて少しく説明を加へて置く必要がある。既に御承知の方もあらふが、これに「入道親王」と「法親王」との別があり、これを混同する人が少く無いのである。忠利宿禰記等にもこの區別の論争を記載してある程で、この入道親王とは即ち皇

子並に王子に親王の宣下ありて後に、釋門に入られたるを云ひ、仁和寺宮性信入道親王三條院天皇皇子 師明親王に始まり、次に法親王は釋門に入られたる後に親王宣下の事ありたるを云ひ、仁和寺宮覺行法親王白河院天皇皇子に始まるのである。

今「親王宣下」の事を述べたが、皇子の宣下は別として、四親王家の王子に於ては仲々手數を要するものである。先づ其の世嗣の王子にありては禁裏、仙洞、時には先帝の「猶子」となられ、又佛門（門跡）繼嗣の王子は右の「養子」となられて（稀には猶子）後に、各々親王宣下の事があるのである。猶宮御相續とも門跡入寺とも定まらぬ王子は右の養子ともなり、又猶子ともなりて一定せないのである。この養子とならるゝ場合には典侍或は掌侍の中で御母儀オボギが出来る事となつて居るが猶子の場合には御母儀といふものは無いのである。以上は男宮に就いてあるが、女宮は如何であつたかと云ふに、皇女（内親王）は別として王女は禁裏、親王家、公家、又は將軍大名等に入輿せらるゝか、或は門跡（比丘尼御所）を相續せらるゝかの二である。王女にありては王子の如く親王宣下の事が無いから入寺得度の前或は後に王子の如く養子或は猶子となられるのである。

さて前記四親王家中有栖川宮は本文に譲り、伏見宮は崇光院天皇の皇子榮仁親王に出で、始め「有栖川宮」を稱せられたるが、其の御子貞成親王に至りて「伏見宮」を稱せらるゝに至つたのである。次に桂宮は正親町院天皇の皇子誠仁親王の御子智仁親王後陽成院天皇の同母弟に出で、始め「八條宮」と稱せられたが作宮靈元院天皇第八皇子の時「常磐井宮」と稱し、文仁親王第六皇子の時に「京極宮」と稱し、更に盛仁親王光格天皇第五皇子の時に改めて「桂宮」と稱せらるゝに至り、明治十四年に御當主淑子内親王（敏宮）薨去せ

られたるを以て、同十九年に宮號は宮内省にて預かる事となり、同宮の繼承はこゝに斷絶するに至つたのである、最後に閑院宮は最初に説明した如く、東山院天皇の第八皇子直仁親王ナホヒト秀宮に始まるのである。

さて上記せし所は四親王家の概略であるが、次に有栖川宮に就いて少しく自分の知る所を記述し以て諸賢の御参考に供したいと思ふのである。然し當宮の全般に亘りて記述するには紙數を要するを以て、茲には主として明治維新頃即ち幟仁親王タカヒトの御隠居に至る迄に止めて置き、其れ以後は異日稿を改むる事にする。

### (一)

有栖川宮は始め高松宮と稱し、後陽成院天皇の第七皇子好仁親王ヨシヒトを始祖とし奉る。親王は慶長八年三月十七日禁裏に於て降誕せられ、生母を女御近衛前子（中和門院）と申し、始め三宮、後に七宮と稱し、諱を始め濟祐ヨリスケと申さる。親王始め慶長十年一月十九日聖護院興意法親王の附弟として同院に入室せられ、同十五年八月二十六日門室を相續せられたるが、後ち寛永二年十月二十七日僧籍を去り、新に一家を創立せられて「高松宮」と稱せられたのである。親王寛永十五年六月三日薨去せらるゝや、後水尾院天皇の第六皇子良仁親王ナガヒト寛永十四年十一月十六日誕生を迎へて、其の繼嗣となし、好仁親王の王女明子女王アキを親王に配したのである。親王は花町殿並に桃園殿に在らせられたので、「花町宮」又は「桃園宮」とも稱するに至つた。然る處承應三年九月二十日後光明院天皇崩御せられたるので、親王入りて皇統を繼承

せられた。これ即ち後西院天皇と稱し奉まつり、妃明子女王も亦從ひて入り女御となられた。こゝに於て當宮は一時「無住」となるに至つたのである。無住とは當時の用語にて  
御當主の宮なきを云ふ。

其後十四年を経て寛文七年四月六日後西院天皇の第二皇子幸仁親王出で、高松宮を相續せられ、同十二年六月二十八日に「有栖川宮」と改稱せられた。爾來曆世相繼ぎ明治大正に至つたのである。親

王は明暦二年三月十五日降誕、生母新大納言局(東三條) 清閑寺共子始め二宮後に多賀宮と號せられた。

元祿十二年七月二十四日親王薨去せられて、御子正仁元祿七年二月十一日誕生親王其後を繼がせられたるが、享保

元年九月二十四日早世せられた。後ち遺囑に據りて靈元院法皇の第九皇子職仁親王を請ひて繼嗣とせ

られた。親王は正徳三年九月十日降誕、生母右衛門佐局、明宮と號せられた。後ち明和六年十月二十

二日薨去せられ、爾來織仁親王寶曆三年七月二日誕生、文政三年二月十九日薨去韶仁親王天明四年十二月十九日誕生、弘化二年二月廿八日薨去轍仁親王文化九年正月五日誕生明治十四日薨去熾仁親王天保六年二月二十五日誕生、文久二年正月十三日誕生威仁親王夫正二年七月十日薨去に至る迄で父子の宮相ひ繼

がせられ、始祖好仁親王より凡そ十世に及んだのである。

さて此の有栖川宮なる宮號の出所に付きて考ふるに、京洛附近の地名に據りたるは疑ひ無き處であるが、京洛附近に有栖川と稱するもの三ヶ所或は四ヶ所あり、故井上賴園博士の隨筆「己亥叢說」の記す處によると次の如くである。

山州名跡志に、案同名河在賀茂、柴野、嵯峨三所と見えて、賀茂の有栖川の事は、八雲御抄に、一有栖川齊院御所。千載集の賀に、二條太皇太后宮、賀茂のいつきと申ける時、本院にて、松枝映水といへる心を讀侍ける、京極前太政大臣、千はやふるいづきの宮のありす河松と共にぞかげはすむべ

き。」運歩色葉集に、有栖川賀茂と見えた。

紫野の有栖川は、山城名勝志愛宕郡に、（此の書に據れば、賀茂の有栖川は、紫野の有栖川と同所なり。今姑らく名跡志等に從ふ。）三代實錄に、貞觀三年四月十二月丙辰、賀茂齊内親王臨鴨水修祓。是日便入紫野齋院とあるを始め、諸書を抜きて、齋院の紫野なる事を證して、次に有栖川（土人云在洛北大宮西源出自舟岡東麓、經安居院北小路至戻橋邊合堀川）袖中抄に、ありす川は、齋院のおします本院のかたはらに侍る小河也。○註略 今この歌は本院にて、（今この歌とは、上に擧げたる、千載集の京極前太政大臣の歌なり）松枝映水といふ事を、京極大殿の読み給へるなり。又古歌に、音にさく齋のみやの有す川たゞ舟岡のわたりなりけり。（躬恒家集詞書云、北野行幸、本院の邊にてと）と見えて、或説に、此川邊に有栖川宮の別荘ありしを以て、稱號と爲られしと云へり。（猶此の事は、明證を得て別に云ふべし。）

又嵯峨の有栖川は、山名城勝志葛野郡に、有栖川、（在川端村東入口、自北流南小川也。）とし、花鳥餘集に、一葉抄云、伊勢齋宮の野宮は、さがのありす川にあり。賀茂の齋院の野宮は紫野にあり。○註椿葉記云、（榮仁親王）又有栖川なる所へ、（勘解由小路武衛山庄）うつし申されて、七八年はさがにまします。ありす川といふ所に、すみそめける頃讀侍りける。あらましの心の末はそれながら思はぬ山にすみぞめの袖（新續古今、榮仁親王）と見え、伏見宮系圖、執次詰所記等に、榮仁親王號有栖川、嵯峨有栖川御座仍有此號（此親王は伏見宮の初代にませり）と見えて、伏見宮の坐し、有栖川は嵯峨の有栖川なる事論なし。

又山城志葛野郡有栖渠在生田村流入大堰川。山州名跡志葛野郡有栖河，在寶珠院東材木町。東都名所圖會に有栖川材木町のひがしにあり、北より流る、小川なり。行囊抄院西遊有栖川、天龍寺の東にあり、野の邊より流る、猶あれど、然のみはとて略きつ。雍州府志古跡門葛野郡に、有栖川在天龍寺東、又一所在洛東南稻荷社、西と見えたるを合はすれば、總て四所に有栖川ありて、殊に伏見宮の有栖川と有栖川宮の有栖川とは甚混はしければ、煩きを厭はず、諸書を擧げて辨ふるになむ。

(下巻四十頁—四十四頁)  
(有栖川の地名考)

右の博士の引用せられたる諸書に據りて、有栖川なる地名の賀茂、紫野、嵯峨の三所ある事は略ぼ明かであるが、紫野の有栖川に就いて『或說に此野邊に有栖川宮の別莊ありしを以て稱號と爲られしと云へり。(猶此の事は明證を得て別に云ふべし。)』と記されてあるが、右の或說は如何なる書に據りたるか記さざれば或は博士の説かも知れぬ。博士は此事に付きては遂に明證を得られなかつた様である。自分は淺學寡聞なるも、今日迄の處有栖川宮の別墅の紫野に有りし史料はない。それ故右の説は俄に首肯し難いのである。接するに伏見宮の祖榮仁親王の應永年中に嵯峨の有栖川なる地に在らせられし事は明かにして、其の近くに當宮の所領地なる葛野郡大井郷太秦村あれば、榮仁親王の舊稱なる有栖川宮を探りて其の御稱とせられたものであらうと思ふ。猶異日の研究を待つものである。

## (二)

前に當宮の歴世に就きて述べたるを以て、こゝには餘り人の注意せられなかつた、各親王妃(御息

所）並に其の王子女に就いて略述して置きたい。始祖好仁親王は將軍秀忠の養女龜姫君實は越前宰相松平忠直の女を寛永七年十二月二十二日迎へられた。妃は二王女を生まれたが親王薨去後は、王女を伴はれて里方なる高田城に行かれ、延寶九年一月十七日同所にて薨去せられた。良仁親王後西院天皇は好仁親王の王女明子女王に配せられ（寛永年間）、女王は一皇子一皇女を生まれ、延寶八年七月八日薨去せられた。幸仁親王は妃無く、正仁親王は將軍綱吉の養女竹姫君實は大納言清閑寺熙定の女と寶永七年八月二十六日約成り結納式を終りたるも、不辛にして間もなく親王薨去せられたので、其式を擧ぐるに至らなかつた。職仁親王は享保十二年十一月十五日關白二條吉忠の女淳子君辰を迎へられ、二王子を生まれ、安永三年八月十四日薨去せらる。織仁親王は安永七年十一月四日關白鷹司輔平の第三女福子君トミ房を迎へられ、二王女を生まれ、文化元年九月二十四日薨去せらる。韶仁親王は文政四年四月二十五日閑院宮美仁親王の第五王女宣子女王（實枝宮）を迎へられ、三王女を生まれ、慶應二年九月二十八日薨去せらる。轍仁親王は嘉永元年五月二日左大臣二條齊信の第五女廣子君岸を迎へらる。妃は王女無く、明治八年七月九日薨去せらる。熾仁親王は嘉永四年七月十二日仁孝天皇女の第八皇親子内親王（和宮）と御結婚の内約ありしが彼の公武合體の事に據り關東へ御降嫁と決したる爲め、萬延元年八月二十二日御解約となり、後ち明治三年二月十六日水戸徳川齊昭の女貞子君繁を迎へられた。妃は王女無く明治五年正月九日薨去せられた。尋で明治六年七月三十日越後新發田藩主溝口直溥の第七女董子タカ君ハルを迎へられた。即ち本年二月七日薨去遊ばされたる大妃殿下にあらせらる。威仁親王は明治十三年二月十一日加州太守前田慶寧の第四女慰子ヤス君ヤスを迎へらる。即ち去六月卅日薨去遊ばされたる妃殿下にわたらせられ、一王子二王女を生ま

せらる。又歴世諸親王には妃の外に嬖人（家女房）ありて、其の所生の王子女の數も亦た少なからず。

次に王子女の數を擧ぐれば、好仁親王にありては二王女、幸仁親王にありては二王子二王女、正仁親王にありては王子女無く、職仁親王にありては七王子四王女、織仁親王にありては八王子十二王女、韶仁親王にありては四王子四王女、轍仁親王にありては二王子四王女、熾仁親王にありては王子女無く、威仁親王にありては一王子二王女である。猶歴世中に數へられずして薨去せられたる轍仁親王の第一王子音仁親王オトドキノミコト  
一品常陸守  
彈正尹には一王子二王女があつた。是れ等諸王子にありては（世嗣を除きて）、韶仁親王の第四王子他宮ヨシノミコト  
公潔の西園寺家を繼がれたる以外は全部諸門跡を相續せられ、又諸王女は入輿降嫁せられたるを除きては、諸門跡（比丘尼御所）を相續せられたのである。猶是等の事に就きては最後に附したる「略圖」を參看せられたい。

序に附記して置くが、當宮に限らず、門跡相續の各宮は早きは僅か三四歳より門室相續の約成り、或は内々入室せられるのであるが、其の門跡よりは「賄金」を贈進し、相續後は年々莫大の米金を助勢として本邸に贈進せられ、且つ臨時の入費迄も夫々助成せらるゝ慣例になつて居り、これが爲め宮の財政も亦補足せらるゝ事の少なからざりしは云ふ迄も無い。

### (三)

次に當宮の官位待遇等に就きて一言して置くが、四親王家は其の御家柄に依りて略々定まり、當宮にありては中務卿、桂宮にありては式部卿、伏見宮にありては兵部卿、閑院宮にありては太宰帥であ

る。然しこれは徳川中葉頃よりである。好仁親王は無品彈正尹、良仁親王並に幸仁親王は一品式部卿正仁親王は一品太宰帥、職仁親王より以後は一品中務卿に叙任せらるゝの「家例」となつて居り、又二品宣下と同時に隨身兵仗を聽されるのである。猶職仁親王には特別の叡慮に據りて牛車宣下の事があつた。

又當宮は伏見宮の琵琶、閑院宮の和歌に於けるが如く、書道歌道の御家柄である。殊に幸仁親王は其の兩道を靈元院天皇より傳授せられ、其の門に入るるもの少なからず。又畫を狩野永徳に學び頗る自得する處あり。扶桑畫人傳  
に詳なり 又元祿二年九月には扶桑拾葉集の序を作られて居る。次の正仁親王も亦歌道に達せられたるも早世せらる。職仁親王にありては兩道に兼達せられ、屢々傳授せられ、其の蘊奥を極められ、歌道を挑園院、後櫻町の兩帝を始め諸親王公卿等に傳授せられ、聲望一世に高く、其の門に集ひて點削を請ふ者甚だ多く、御家の「和歌御會始」は勿論屢々當座を催せられ、親王大臣以下來會する者數十名に達したものである。後ち織仁韶仁兩親王の世に於ては傳授せらるゝ者少しく減じたるも猶點削を請ひ入門するもの少なからず。又職仁親王の世に至りては幕末國事多端にして和歌入本を顧るの暇無き爲めか、前代に比しては其の入門する者減ずるに至つたのである。

序に附記して置くが、歴世の短冊、懷紙或は詠草等は今日有栖川宮は申す迄も無く、宮内省圖書寮の文庫に尙藏せられて居るが、孰れも自分は親しく拜讀するを得たが、甚だ見事なるものである。殊に自分の感ずる事は職仁親王以後の各親王を通じて一貫する同一の御書風である。これを世に「有栖川様又は流」と申すのであるが、先般薨去の兩妃殿下の御筆蹟にも拜見する事が出来るのである。

次に歴世諸親王の御歌を載する事にする。

**初春松** 寛永四年正月十九日  
内裏御會

承應二年六月  
仙派褒貶御會

あさみとり柳はいろもわかぬまに松や千とせの春をみすらし

好仁親王

**水石契久**

延享五年正月二十四日  
御會始

待そみん御池のそこなれいしの巖とならん君かちとせを

良仁親王  
(後西院天皇)

**世治文事興**

貞享二年正月二十四日  
御會始

あざまれる世をあふくらし諸人の文のまなひの窓にむかひて

幸仁親王

**初春祝君**

寛政三年十月二十五日  
聖廟御法樂  
公宴御會始

君か代のめくみの春のはつかせに末も千年となほくたみくさ

職仁親王

**野外雪**

寛政八年正月十八日  
御會始

うちむかふ末はいつくとしら雪の色もはてなきむさし野の原

織仁親王

**鶯聲和琴**

文政八年正月十八日  
御會始

君かならすたまのを琴にかよひ音はやはらかへる世の春の鶯

韶仁親王

**新年祝道**

明治六年  
御歌會始

新しく改りたることしよりさらに道てふ道もさかゆく

幟仁親王

**柳**

なびく色も煙とみえてかすむ日に絲ぐりかへす春の青柳

(この御歌加藤龜松氏所藏短冊による)

松上鶴 明治四十五年  
御歌會始

かみち山いはねの松にちよよはふたつの聲こそ高きこゆれ

威仁親王

(四)

次に當宮の殿邸に就きて記す事にする。

好仁親王は高松殿にあらせられ、良仁親王は正保四年十一月花町殿に移徙せられ、宮御相續後も猶同所に留まらせられ、承應三年十一月にはこゝに踐祚の式を挙げさせられたのである。萬治四年正月十五日二條殿より出火して、禁裏仙洞を始め縉紳の邸宅百三十家寺院十八ヶ所其の禍に罹り、親王の邸も亦類焼し、爲めに傳來の記録文書等の鳥有に歸したるもの少なからずと傳へられて居る。

次に寛文七年幸仁親王當宮を相續せられたるに因り、同十年八月二十八日花町殿の舊地を賜はり、こゝに殿邸を營ませられた。其後同十三年五月九日鷹司關白の第より出火し、内裏を始め一院、新院女院等の御所を焼き盡し、洛中の西南方百餘所を焦化したるが、幸に當邸其の災を免かれ、後水尾院法皇は難を當邸に避けさせられた。延寶三年十一月二十五日の午刻一條通油小路の一民家より出火し延焼烈しく内裏假殿近衛本院御殿を始め、諸卿の第、寺社許多を焼き、當邸も亦桂伏見兩宮邸と共に類焼した。翌四年二月八日關東より右普請料として金二千兩を贈進して其の工を援けた。又貞享元年四月二十日當邸より出火せしが、幸に大事に至らずして止んだ。

次に正仁親王となりて、寶永四年儲君新殿造營中當邸を假殿に當てられ、四月十八日移徙せられた

るが、翌五年十一月其の新殿落成によりて渡御せられた。其の間親王は鷹司家の寺町第に移られて居つた。同年三月八日京師大火となり内裏に延焼す、因りて當邸を中宮の假殿とし、十三日移徙せられ翌六年七月二日其の新殿竣工迄使用せらる。この間親王は相國寺塔中瑞春菴に移らる。正徳四年八月二十三日關東の命に因り當邸を測定したるに三千四百餘坪なりと記してある。

職仁親王享保元年九月當宮を相續せられたるを以て同六年八月より舊殿を撤して、新殿を造營し、十二月三日仙洞御所より移徙せられた。同十二年二條淳子と婚約成るに及んで、同十一月増築の事あり。寶曆四年七月より其生母心觀院(左衛門局)の新町宅趾に新殿を建て、同年十二月十九日世嗣音仁親王こゝに移徙せられた。然るに其の翌五年九月親王薨去せられたるにより其邸不用となる、より同九年五月二十七日女院局小督の「下り所」として貸與せられた。

織仁親王となりて安永七年三月鷹司福子と婚約内定したるに付き、同家より裏御殿を新築し、八月に竣工した。天明八年正月三十日寅刻「どんぐりの園子」より出火し、禁裏仙洞の御所を始め洛中の要所灰燼に歸し、翌月二日夜に至りて漸く鎮火するに至つた。この時當邸も免かれずして、親王は難を智恩院塔中源光院に、御息所並に宮々は其の隣院たる樹昌院に避けられ、各々假殿とせられた。同九年十二月十二日關東より普請料として金千三百五十兩を贈進し、(後ち寛政三年七月四日更に増手當として金六百五十兩を贈進)翌寛政元年三月總經費銀百五十貫の豫算を以て新造に着手し、八月新殿竣工し、ついで九月三日親王以下是れに移徙せられた。(これ等造營の節には御親類の長州藩、專修寺門跡等より助力のあつた事は記す迄も無い。)其後同十一年十月當邸の吉方に當るを以て、中宮の御產所

として使用せられ、翌十二年二月二十一日惠仁親王降誕せられたるを以て同二十八日返付せられ、三月七日親王御息所は假殿より還御せられた。文化九年二月十五日親王落飾せられ、(法諱) 龍淵且つ世韶仁親王の婚娶近く、殿邸狭隘なる爲めに、別居の地を賜り度き旨願ひ出でられたる處、文政二年土手町に於て千七十五坪の地を賜はつた。因りて同年五月より別殿造營の事に着手して八月に竣工し、九月に親王こゝに移徙せられたが幾も無く翌三年二月親王同殿にて薨去せられた。是れ即ち「夷川別邸」と稱するものにて、後に「芳井御殿」と呼ぶものである。

次に韶仁親王となり、文化十年七月二十四日高野川原畠新田にある鷹司家の地を購求して別墅を營まれ、これ即ち後に「聖護院村別邸」又は「柳御殿」と稱するものである。同十四年三月後櫻町院舊殿上段の間一式を下賜せらる。文政四年八月八日奈良の大乘院門主上洛に付き其の旅館として、前記夷川別邸を一時貸與せられた。猶親王薨去後は妃實枝宮右夷川別邸に移居せられ、後ち同所にて薨去せられた。

幟仁親王となりて、嘉永四年七月世嗣熾仁親王と皇妹和宮との婚約内定せられたるに因り、當宮の狹隘にして且天明焼失後の假建物なるの故を以て、寛保年中籌宮の閑院宮典仁親王に降嫁せられた時の例により、後院中に御殿拜領あり度き旨願ひ出られ、猶其後屢々御殿拜領或は普請料下賜に就きて請願せられたるも、例の公武合一の爲め、和宮の關東御降嫁の勅許ありし爲め、遂に右の諸件は全部取消となるに至つたのである。元治二年六月禁裏築地艮隅猿ヶ辻と稱する部分の取擴げの爲め上地を仰せ付られ、其の替地に就いて屢々請願する處ありて、後ち慶應元年七月一日東山院天皇の舊地を賜

はるべき旨達あり、尋いで同年九月十三日其の普請料其の他の費用として金三千兩の拜借を願ひ出でたるに、十五日思召を以て金二千兩下賜せられ、十一月五日に諸色高價の故を以て更に金千兩の拜借を請願せられた。猶關東よりは普請料として銀四千貫を贈進せられ、又尾州家よりは用材代金二千兩を贈進する等御親族の助勢も亦少なからざるのである。同二年一月に拜領地に於ける新殿工事を着手し、七月十一日に地鎮祭を行ひ、明治二年四月十九日に上棟式ありて、五月三日新殿に移徒せられたのである。右の新殿工事中親王並に宮々は夷川別邸に、妃岸君は輪王寺隱殿に移居せられて居た。是より先嘉永五年末に田中村内に別墅を購入し遊歩の處とせられた。明治四年三月十四日東京參向の爲め稠宮サハ親王威仁を伴はれて申立せられ、四月二日着京、神田區外小川町なる元近藤利三郎邸に入られた。

尋いで思召に因り東京住居を仰せ出され、後ち八月十一日勅許を得て出立、九月二十一日再度京都に還御せられた。是より先き前記夷川別邸は朝命に據り、明治二年九月三日菊亭家に貸與せられたが四年十月十四日再度引戻せられた。明治五年二月に親王東京永住の爲め邸地の下賜を願はるゝや、三月十日麴町區永田馬場元壬生山形縣令邸を賜はり、夷川別邸は同時に京都府に引渡す事となり、其の地は上地となつた。(八月二十七日)同年三月十八日に親王は穗宮ノブ利子女王を伴はれ京都出發、四月四日上京せられ永田馬場の邸に入られ、尋いで妃岸君も亦後れて十月三十日上京せられた。同十二年二月二十五日新邸改築上棟式あり、ついで竣工し、四月九日にこゝに移徙せられた。是れ即ち今日の當宮麴町區三年町の御本邸である。十月一日新殿落成の宴を催されて太政大臣以下を招かれ、翌十一月十八日には明治天皇當邸に臨幸せらる。當日は午後零時三十分に御出門、車駕邸に臨み、午後七時四十五分に

還幸遊ばされたのである。其の後ち明治十九年一月二十四日親王當邸にて薨去せらる。

猶附記して置くが、今日攝政宮の御所となる霞關の離宮は當宮の舊本邸にて、明治八年八月熾仁親王の芝舊和歌山藩邸（芝離宮）より移居せられ、後ち同十八年七月に改築なりたるものにて、甚だ結構なる建築にて、今も猶諸所に當宮の御紋章が残つて居る。

### （五）

次に當邸の知行（所領）財政等に就いて少しく記述する事にする。當宮は山城國葛野郡大井郷太秦村の内安養村に、高三百三十五石八斗六升二合五夕、同國同郡同郷太秦村に高六百六十四石一斗三升七合、都合千石の知行であるが、其の實收は水損干損の爲め常に辛じて其の半を過ぐるのみである。それ故財政に於ては豊なりとは申し兼ねるのである。勿論此の外門跡御相續の王子女の宮或は御親戚の大名等より年々種々の御手傳（助力）も少く無いのであるが、宮家の支出も仲々莫大にして、それは元服、宣下、婚禮、傳授等の儀式より殿邸の新增修築、交際、葬祭等の費用並に寺社へ寄附に及んでゐる。

正徳三年十一月二十六日正仁親王の時に勝手元不如意の故を以て關東より金千兩を進献し、明和二年九月十一日には職仁親王の久しく櫻町院桃園院兩帝に和歌師範たりし功を以て、爾後在世中年米百石を關東より進献する事となつた。又織仁親王の時には其の王女織子、幸子、喬子の三女王の婚儀並に世嗣の元服、古今傳授の都度關東或は緣故の大名より助成を仰いで居る。殊に喬子女王の關東下向

(將軍家)の節には關東より金三千兩を贈進し、猶金二千兩を借用して居るのである。文化八年二月には宮の財政整理の爲め關東に金一萬兩の借用を申出でたるに、八月特別の御縁柄に付き將軍より年々米千俵、簾中喬子女王より年々金三百兩を贈進する事となり、これが爲め幾分宮の財政も回復せらるゝに至つたのである。

又韶仁親王の時に於ては父宮の別邸及び別殿建築、世嗣の親王宣下元服等の節に各所より莫大の助力あり、殊に妃實枝妃は光格天皇の養子の故を以て同宮の薨去迄は年米三百石を賜り、是れ又財政窮乏の調整を助くる一大財源であつた事は云ふ迄も無い。轍仁親王となりても亦各所より種々助勢のありし事は前代と毫も異ならずして、殊に慶應二年三月東山院舊地に於て新邸建築の爲め關東に金十萬兩の助成を申出でたるに、同三年五月に銀四千貫を贈進するの達あり、又尾州家よりは用材の費として金二千兩を贈進したる事は前述の如く、嘉永元年五月に妃岸君入輿せられたるに因り、七月先例により關東に助力を申し出で、翌二年一月に昨年より五ヶ年間金百五十兩を贈進する事となり、同五年に更に其の繼續を申し出たるに、翌年金百兩の贈進ありて、以後は事止みたり。

是より先き韶仁親王の時天保十三年所領替を申し出したるに、其の代として關東より十ヶ年間金三百兩を贈進する事となり、嘉永三年に其の満期となりたるを以て更に永世繼續を申し出でたるに、同四年七月更に五ヶ年間金百兩を贈進するの達しあり。安政二年四月に其満期となりたるを以て又繼續を申し出でたるも、其の回答無く以後止みたるものゝ如く思はれる。其後文久三年三月に將軍家茂上洛の節禁裏へ年米十五萬俵を献上したるが、其の配分として同年七月十九日に年米四百俵下賜せらる

る事となつた。然るに間も無く明治維新となり、明治三年十二月十七日留守官より達ありて、親王には永世家祿として現米五百二十石五斗を下賜せらるゝ事となつた。尋いで同四年七月二十五日に親王隠居せられ、家事を世嗣熾仁親王に譲られたのである。

序に記して置くが、當宮歴世以下の御墓は好仁親王より韶仁親王に至る迄で京都市紫野大徳寺塔中龍光院に在り、又熾仁親王以下は東京市小石川區豊島岡に在る。但し好仁親王の妃は新潟縣高田市長恩寺に、同親王の王女某は東京市芝區天徳寺に、熾仁親王妃（廣子）並に熾仁親王前妃（貞子）は東京市外品川東海寺に各々御墓が在る。

最後に當宮は數次の火災に遭ひたるも幸に今日記録文書等多數に傳へられて居り、殊に「日記」は貞享三年幸仁親王の時より今日迄現存し、六百數十冊を算し、時には缺落は免かれざるも略ぼ終始一貫して、宮の歴史を語る最上の史料である。（當初の部分は良仁親王踐祚の後ち禁裏へ携さへられたりと傳へられて居る。）自分は幸に同日記の大部分を一讀するを得たる爲め、聊か記憶に存する諸點を右に摘錄したのである。若し諸彦の未知の事ありて、御参考ともなれば幸甚である。

大正二年七月威仁親王危篤に陷入らせらるゝや、同六日今上陛下の第三皇子光宮宣仁親王に「高松宮」の稱號を賜はつた。蓋し威仁親王に御繼嗣なきを以て厚き叡慮に出でたるものと拜察するのである。  
大正十二年三月八日故熾仁親王妃董子殿下三十日祭の夜脱稿

六月三十日故威仁親王妃慰子殿下薨去遊ばされ當宮の重れでの御不幸誠に恐懼に耐へざる次第である（八月十二日修正の日追記）

## ○有栖川宮略系圖



